

評議員会に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、評議員会に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本会の運営に関する基本的事項について会長の諮問に応ずるため、評議員会を置く。

(権限)

第3条 評議員会は、総会及び理事会の権限を奪ってはならないものとする。

(構成及び選出)

第4条 評議員会は、各支部がその所属正会員の役員（執行役員を含む）の中から選出した評議員をもって構成する。

2 評議員は、各支部がその所属正会員 10 社毎に 1 名の割合で選出し、会長が委嘱する。

3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

4 会長は評議員の選出を行う 20 日前迄に、前項に定めるところに従って、各支部が選出すべき評議員の数を確定し、これを各支部に通知する。ただし、その数の算定に当っては、選出期日の 30 日前現在の正会員を以ってその支部に属する正会員とし、10 社未満の端数は 10 社とみなし繰上げて算入する。

(任期)

第5条 評議員の任期は、選出後最初に実施される定時総会から 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(諮問事項)

第6条 評議員会は、会長の諮問に応じ次の事項を審議する。

- (1) 事業計画並びに収支予算に関すること
- (2) 事業報告並びに決算に関すること
- (3) その他理事会で必要と認めた事項

(招 集)

第 7 条 評議員会は次の場合に会長が招集する。

- (1) 理事会が招集を決議したとき
- (2) 監事より請求があったとき
- (3) 総数の 5 分の 1 以上の評議員から請求があったとき

2 評議員会の招集は少なくとも 5 日前迄に、日時場所及び議案の要領を記載した書面によって通知しなければならない。

(評議員会の運営)

第 8 条 評議員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 9 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(表決権)

第 10 条 評議員の表決権は、1 人 1 個とする。

2 評議員会には代理人を出席させることができる。

(表 決)

第 11 条 評議員会として諮問事項に対する表決は、出席した評議員の過半数の同意をもって行うものとする。

(委任状)

第 12 条 評議員は、委任状により評議員会の表決権を行使することができる。

2 代理人の氏名を指定していない委任状を提出した評議員については、これを出席とみなし、その表決権行使者は会長が指定する。

3 委任状を提出した評議員自ら出席した場合は、その時より委任は解除となる。ただし、既になされた議事には影響を及ぼさない。

(議事録)

第 13 条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 評議員の現在数
- (3) 会議に出席した評議員の数及び氏名

- (4) 表決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のなかからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

(改 廃)

第 14 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

本規程は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日より適用する。